する」を「金額とし、震災特例法第二十五条の三の二第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする」に、「並びに第二十五条の三」を「、第二十五条の二の二第二項及び第三項、第二十五条の三並びに第二十五条の三の二」に改め、「第二十五条の二第三項」の下に「若しくは第二十五条の二の二第三項」を加え、「の規定を適用したならばこれらの規定」を「若しくは第二十五条の二の二第四項の規定を適用したならば同項」に改める。

第二十五条の五第一項中「同項に規定する認定地方公共団体」を「認定地方公共団体（同法第四条第一項に規定する復興推進計画（以下この項において「復興推進計画」という。）につき同条第九項（福島復興再生特別措置法第四十九条又は第五十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の認定（東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。以下この項において「認定」という。）を受けた地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）」を「同法の」に、「同法第七条第一項に規定する認定復興推進計画」を「当該認定を受けた復興推進計画」に改め、同条第四項中「試験研究費の額（同法」を「同法」に改め、「をいう。以下この項において同じ。）」を削り、「試験研究費の額のうち、」を「同条第一項に規定する試験研究費の額（当該連結親法人の同条第三項又は第七項に規定する前連結事業年度がない場合には、当該連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される同法第四十二条の四第一項に規定する試験研究費の額）のうち、」に、「同条第三項又は」を「同法第六十八条の九第三項又は」に改める。

第二十六条第一項中「第六十八条の九第六項」を「第六十八条の九第十二項第六号」に、「である同項」を「である同項第七号」に改める。

第二十六条の三第一項中「同項に規定する認定地方公共団体（以下この項において「認定地方公共団体」という。）」を「認定地方公共団体（同法第四条第一項に規定する復興推進計画（以下この項において「復興推進計画」という。）につき同条第九項（福島復興再生特別措置法第四十九条又は第五十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。第一号において同じ。）の認定（東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。第一号を除き、以下この項において「認定」という。）を受けた地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）」に、「同法第七条第一項に規定する認定復興推進計画」を「東日本大震災復興特別区域法第四十条第一項」に改め、「第二条第三項第二号イ」の下に「（福島復興再生特別措置法第四十九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同項第一号中「東日本大震災復興特別区域法第四条第一項に規定する」を削り、「同条第十項」を「東日本大震災復興特別区域法第四条第九項」に改め、同条第二項中「第二十五条の三」の下に「又は第二十五条の三の二」を加え、同条第六項第五号を次のように改める。

五　次に掲げる規定の適用を受ける連結事業年度における当該適用に係る連結法人

イ　第二十五条の二又は第二十五条の二の二の規定

ロ　第二十五条の二又は第二十五条の二の二の規定に係る第二十六条の五第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八条の四十第一項又は第四項の規定

ハ　第二十五条の二又は第二十五条の二の二の規定に係る第二十六条の六第一項前段の規定によりみなして適用される租税特別措置法第六十八条の四十一第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

第二十六条の五第一項中「連結子法人が各連結事業年度終了の時において」を「連結子法人の」に改め、「第二十五条の二第一項若しくは第五項」の下に「、第二十五条の二の二第一項」を、「第十七条の二第一項若しくは第五項」の下に「、第十七条の二の二第一項」を加える。

第二十六条の六第一項中「第五項」の下に「、第二十五条の二の二第一項」を加える。

第二十六条の七第一項中「第二十五条の二」の下に「、第二十五条の二の二」を加える。

第二十七条第二項中「区分し」を「区分をし」に改め、同条第六項中「第六十八条の三十から第六十八条の三十二まで及び」を「第六十八条の三十一及び第六十八条の三十二並びに」に改める。

第三十七条第一項第一号中「第二十条第三項」の下に「若しくは第五項」を加える。

第三十八条の二第一項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十六年十二月三十一日」に、「千万円」を「住宅資金非課税限度額」に改め、同条第二項に次の一号を加える。

六　住宅資金非課税限度額　被災受贈者が住宅取得等資金を充てて新築若しくは取得をした住宅用の家屋又は住宅取得等資金を充てて増改築等をした住宅用の家屋の次に掲げる場合の区分に応じ、当該被災受贈者ごとにそれぞれ次に定める金額をいう。

イ　当該住宅用の家屋がエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋として政令で定めるものである場合　千五百万円

ロ　当該住宅用の家屋がイに規定する住宅用の家屋以外の住宅用の家屋である場合　千万円

第三十八条の二第四項中「以下第一号まで」を「第一号」に、「同条第一項」を「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「平成二十四年旧租税特別措置法」という。）第七十条の二第一項」に、「受け、若しくは受けようとする」を「受けた」に改め、「平成二十二年一月一日から平成二十三年三月十日までの間にその直系尊属からの贈与により住宅資金の取得をした者に限り、」を削り、同項第一号中「租税特別措置法第七十条の二第一項第一号又は」を「平成二十四年旧租税特別措置法第七十条の二第一項第一号又は」に、「取得をした租税特別措置法」を「取得をした平成二十四年旧租税特別措置法」に改め、同項第二号中「租税特別措置法第七十条の二第一項第二号又は」を「平成二十四年旧租税特別措置法第七十条の二第一項第二号又は」に改め、同項第三号中「租税特別措置法第七十条の二第一項第三号又は」を「平成二十四年旧租税特別措置法第七十条の二第一項第三号又は」に改め、同条第八項第四号中「千万円」を「同条第二項第六号に規定する住宅資金非課税限度額」に改める。

第三十八条の三第一項第三号中「。以下この号において同じ」及び「（贈与特定期間内に同欄に掲げる場合に該当することとなった場合にあっては、当該売上金額が東日本大震災の発生前の水準に最初に回復した事業年度として政令で定める事業年度前の事業年度に限る。）」を削り、「当該基準日が最初の経営贈与報告基準日である場合には、同条第一項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から当該基準日までの」を「次のイ又はロに掲げる場合にあっては、それぞれイ又はロに定める」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該基準日が最初の経営贈与報告基準日である場合　租税特別措置法第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から当該基準日までの期間

ロ　経営贈与報告基準日が贈与特定期間内に存する場合　経営贈与承継期間の末日から一年を経過するごとの日（ロにおいて「特定基準日」という。）の直前の特定基準日（当該一年を経過する日が最初の特定基準日である場合には、経営贈与承継期間の末日）の翌日から次の特定基準日（当該売上金額に係る事業年度（当該売上金額が東日本大震災の発生前の水準に最初に回復した事業年度として政令で定める事業年度前の事業年度に限る。）の翌事業年度に限る。）までの期間

第三十八条の三第三項第三号中「。以下この号において同じ」及び「（特定期間内に同欄に掲げる場合に該当することとなった場合にあっては、当該売上金額が東日本大震災の発生前の水準に最初に回復した事業年度として政令で定める事業年度前の事業年度に限る。）」を削り、「当該基準日が最初の経営報告基準日である場合　租税特別措置法第七十条の七の二第一項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から当該基準日までの」を「次のイ又はロに掲げる場合にあっては、それぞれイ又はロに定める」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該基準日が最初の経営報告基準日である場合　租税特別措置法第七十条の七の二第一項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から当該基準日までの期間